

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月4日
【届出者の氏名又は名称】	KJ003株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階
【電話番号】	03-6268-6000
【事務連絡者氏名】	代表取締役 パーク・マレック
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	KJ003株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、KJ003株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社フォーラムエンジニアリングをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注12) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書又は本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注13) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人 (これらの関係会社を含みます。) は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則14e - 5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) 中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト (又はその他の公開開示方法) においても開示が行われます。
- (注14) 会社法 (平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。) に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年11月11日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である公開買付開始公告につきまして、( ) 公開買付者が、公正取引委員会から2025年11月27日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年11月27日に受領したこと、並びに( )株式会社K K R キャピタル・マーケットが、株式会社横浜銀行及び株式会社K K R キャピタル・マーケットにより発行された2025年11月10日付コミットメントレターに基づく株式会社K K R キャピタル・マーケットの地位及び権利義務の全てを、2025年12月1日付けで株式会社きらぼし銀行及び株式会社SBI新生銀行に対して譲渡したこと(以下「本シンジケーション」といいます。)に伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、本シンジケーションに伴い、公開買付届出書の添付書類である融資証明書及び出資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書及び出資証明書を差し替えるものです。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

(3) 許可等の日付及び番号

8 買付け等に要する資金

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

その他資金調達方法

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第 1 【公開買付要項】

#### 6 【株券等の取得に関する許可等】

##### ( 2 ) 【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

( 訂正前 )

< 前略 >

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年10月31日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。従って、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年11月30日の経過をもって満了する予定です。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が終了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

( 訂正後 )

< 前略 >

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年10月31日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2025年11月27日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2025年11月27日に受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から27日間に短縮する旨の2025年11月27日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年11月27日に受領したため、同日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

##### ( 3 ) 【許可等の日付及び番号】

( 訂正前 )

外為法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	財務大臣及び事業所管大臣	2025年10月29日	JD第1177号

( 訂正後 )

独占禁止法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	2025年11月27日 ( 排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる )	公経企第1352号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号） 公経企第1353号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

外為法

国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	財務大臣及び事業所管大臣	2025年10月29日	JD第1177号

## 8【買付け等に要する資金】

### (2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
KJ003 Group株式会社からの出資(注1乃至3)	70,000,000
計(d)	70,000,000

(注1) 公開買付者は、上記の出資の裏付けとして、公開買付者親会社から、70,000,000千円を限度として、出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得しております。また、公開買付者親会社は、当該出資の裏付けとして、公開買付者親会社に対して資金を拠出する予定の公開買付者祖父母会社から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得するとともに、株式会社横浜銀行から16,157,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社KKRキャピタル・マーケットから16,157,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ2025年11月10日付けで取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載の前提条件が求められる予定です。また、株式会社横浜銀行及び株式会社KKRキャピタル・マーケットは、それぞれの融資証明書記載の資金提供額の全部又は一部について、シンジケーションを行う可能性があるとのことです。さらに、公開買付者祖父母会社は公開買付者祖父母会社に対して資金を拠出する予定のKKRファンドから、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得しており、KKRファンドはKKRファンドに対して資金を拠出する予定のKJ003 Investment Holdings L.P.(以下「KKRファンド2」といいます。)から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得しており、KKRファンド2はKKRファンド2に対して資金を拠出する予定のKJ003 Investment Capital L.P.(以下「KKRファンド3」といいます。)から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得しており、KKRファンド3はKKRファンド3に対して資金を拠出する予定のKJ003 Investment Funding L.P.(以下「KKRファンド4」といいます。)から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得しており、KKRファンド4はKKRファンド4に対して資金を拠出する予定のKKR Global Impact Fund II Japan AIV Aggregator L.P.(以下「KKRファンド5」といいます。)から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得しており、さらに、KKRファンド5は、KKRファンド5のリミテッド・パートナーであるKKR Global Impact Fund II Japan AIV L.P.(以下「KKRグローバルインパクト2号ファンド」といいます。)から38,800,000千円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2025年11月10日付けで取得しております。但し、KKRファンドらは、それぞれ、上記の各出資証明書記載の資金提供額の一部について、KKRによって直接又は間接に保有・運営されている他の投資ファンドから資金提供を受ける可能性もあります。

<後略>

(訂正後)

内容	金額(千円)
KJ003 Group株式会社からの出資(注1乃至3)	70,000,000
計(d)	70,000,000

(注1) 公開買付者は、上記の出資の裏付けとして、公開買付者親会社から、70,000,000千円を限度として、出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年12月2日付けで取得しております。また、公開買付者親会社は、当該出資の裏付けとして、公開買付者親会社に対して資金を拠出する予定の公開買付者祖父母会社から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得したとともに、株式会社横浜銀行から16,157,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社KKRキャピタル・マーケッツから16,157,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ2025年11月10日付けで取得しました。その後、株式会社KKRキャピタル・マーケッツが、株式会社横浜銀行及び株式会社KKRキャピタル・マーケッツにより公開買付者親会社に対して発行された2025年11月10日付コミットメントレターに基づく株式会社KKRキャピタル・マーケッツの地位及び権利義務の全てを、2025年12月1日付けで株式会社きらぼし銀行及び株式会社SBI新生銀行に対して譲渡したこと(以下「本シンジケーション」といいます。)により、公開買付者親会社は、株式会社きらぼし銀行から9,000,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、株式会社SBI新生銀行から7,157,000千円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、それぞれ2025年12月1日付けで取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載の前提条件が求められる予定です。公開買付者親会社及び株式会社KKRキャピタル・マーケッツは、本シンジケーションに伴い、2025年11月10日付で株式会社KKRキャピタル・マーケッツが公開買付者親会社に対して差し入れた融資証明書が失効したことを確認する旨の確認書を、2025年12月1日付けで締結しております。さらに、公開買付者祖父母会社は公開買付者祖父母会社に対して資金を拠出する予定のKKRファンドから、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得し、KKRファンドはKKRファンドに対して資金を拠出する予定のKJ003 Investment Holdings L.P.(以下「KKRファンド2」といいます。)から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得し、KKRファンド2はKKRファンド2に対して資金を拠出する予定のKJ003 Investment Capital L.P.(以下「KKRファンド3」といいます。)から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得し、KKRファンド3はKKRファンド3に対して資金を拠出する予定のKJ003 Investment Funding L.P.(以下「KKRファンド4」といいます。)から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得し、KKRファンド4はKKRファンド4に対して資金を拠出する予定のKKR Global Impact Fund II Japan AIV Aggregator L.P.(以下「KKRファンド5」といいます。)から、38,800,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年11月10日付けで取得し、さらに、KKRファンド5は、KKRファンド5のリミテッド・パートナーであるKKR Global Impact Fund II Japan AIV L.P.(以下「KKRグローバルインパクト2号ファンド」といいます。)から38,800,000千円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2025年11月10日付けで取得しました。但し、KKRファンドらは、それぞれ、上記の各出資証明書に記載の資金提供額の一部について、KKRによって直接又は間接に保有・運営されている他の投資ファンドから資金提供を受ける可能性もあります。

&lt;後略&gt;

## 1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

### ( 2 ) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

#### ( 訂正前 )

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ( 訂正後 )

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## 公開買付届出書の添付書類

### (1) 府令第13条第1項第9号の規定による書面

公開買付者は、公正取引委員会から2025年11月27日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年11月27日に受領したため、府令第13条第1項第9号の規定による書面として、上記各通知書を本書に添付いたします。

### (2) 2025年11月11日付公開買付開始公告

#### 2. 公開買付けの内容

##### (11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

#### (訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>に</sup>準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### (訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実<sup>に</sup>準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、及び、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 融資証明書及び出資証明書

本シンジケーションに伴い、公開買付者親会社が株式会社K K Rキャピタル・マーケットから取得していた融資証明書が2025年12月1日付けで失効し、公開買付者親会社が同日付で株式会社きらぼし銀行及び株式会社SBI新生銀行からそれぞれ融資証明書を取得するとともに、公開買付者が公開買付者親会社から取得していた出資証明書に2025年12月2日付けで変更がありましたので、公開買付者は、当該融資証明書及び当該出資証明書を差し替えます。